

## 家裁委員会議事概要

- 1 日 時 平成22年2月26日（金）14：00～16：00
- 2 場 所 千葉家庭裁判所大会議室
- 3 出席者  
(委員) 穴沢 勝，安西好子，飯野光明，今井理基夫，河村 博，柴橋祐子，陶山嘉代，多部博一，西島幸夫，保坂 亨，安田純代（五十音順，敬称略）  
(説明者) 原啓少年部部総括裁判官，大畑好司首席家庭裁判所調査官，黒木由久家事首席書記官，疋田秀雄少年首席書記官，森洋三総括主任家庭裁判所調査官
- 4 テーマ  
最近の少年非行の特徴及びこれを踏まえた家庭裁判所の処遇等のあり方について
- 5 議事
  - (1) 千葉家庭裁判所長あいさつ  
委員会開催に当たり，西島幸夫千葉家庭裁判所長からあいさつがあった。
  - (2) 交代委員の紹介  
前回委員会から本委員会までの間に交代があった委員について，中須賀亮子事務局長から紹介された。
  - (3) 委員長の選出  
寺尾前委員長の退任に伴い，今井委員長代理を議長として，新委員長の選出が行われ，西島幸夫委員が全会一致で委員長に選出された。
  - (4) テーマ「最近の少年非行の特徴及びこれを踏まえた家庭裁判所の処遇等のあり方について」

ア テーマ設定について委員長から説明

イ 千葉家庭裁判所総括主任家庭裁判所調査官森洋三から統計データに基づく最近の少年非行の特徴及びこれを踏まえた千葉家庭裁判所の取組について説明

(説明の要点)

(ア) 最近少年非行についてマスコミ等が凶悪化・低年齢化を指摘しているが、統計資料を見る限りにおいては当たっていない。すなわち、総件数は減少しているが少年人口比では総件数ほどには減っていない中で、凶悪事件は総件数も少年人口比も減っており、また、年齢層別にみても低年齢層の人口比が増加しているわけではない。

(イ) 最近の少年非行の特徴として、万引き等の軽微な事件が増えていること、非行を繰り返す少年が増えていること、中学生が粗暴化（キレやすい中学生が増加）していることが挙げられる。

(ウ) 軽微な事件の増加や再非行率の増加の原因としては、遊び・ゲーム感覚（スリルや暇つぶし）、規範意識の乏しさ（発覚するかどうかは行動基準になっている）、欲求を抑える力の不足（好き嫌いで判断）が挙げられる。

(エ) 中学生の粗暴化の原因としては、衝動性の高さ（反抗ではなく、ささいなことでキレる）、コミュニケーション能力の低下（言葉より先の手が出る）、自己中心性（相手に与えるダメージが想像できないまま自己満足や発散のために暴力を振るう）が挙げられる。

(オ) 最近の親の特徴としては、子供の行動に対する責任感のなさ、子供のいいなり、子供の行動への無関心が挙げられる。親に限らず社会全体の姿勢も同様である。

(カ) 家庭裁判所の取り組み

a 軽微な事件の調査や働き掛けの充実

初期段階でこれまで以上に手を掛け、少年及び保護者に対する教育的働き掛けを行う。千葉家裁での取り組みとしては、NPO法人友懇塾との連携による千葉駅前清掃活動等、少年友の会との連携によるフラワーオペレーション等、家裁独自の活動として、被害を考える教室（万引き講習としてスーパーやコンビニの店長の講話を聞く）等

b 被害者の視点に立った働き掛け

被害者調査の実施と少年に対する働きかけへの活用、被害者への謝罪や弁償の指導等

c 中学校との連携

学校照会書、問題行動についての資料、意見交換

ウ 主な協議（■委員長，●委員，▲説明者）

● 委員

軽微な事件に限らず当てはまることだと思うが、親を始め家庭内環境の調整が大事である。まじめな生活の大切さを、目の前に特に利益があるということではなくても、正しい行動を身につけさせるという意味で、千葉家裁の取組は重要で良いことであると思う。不処分だけではなく不開始事案でも同様に働きかけをしておられるのか、千葉で年間どのくらいの件数や人数を実施しておられるのか、処理件数のうちの比率や件数を知りたい。

▲ 説明者

年間総数400～500件くらいである。多いのは駅前清掃活動で、月2回実施、毎回5～10組参加するため、年間でかなりの数になる。

■ 委員長

400件は保護者を入れての数字なので、少年だけで来ることもあるとしても、200人プラスアルファということになる。平成20年の本庁の一般保護事件が4300件であり、このうち簡易送致を除いた26

60件から見て、7～8%位の割合となる。少年事件取扱支部は、松戸、木更津、八日市場の3庁あるので、支部でも工夫してやりたいところであるが、奉仕活動をやっているのは本庁のみである。松戸、木更津では保護者会、万引き講習やグループワークをしている。

● 委員

駅前清掃やフラワーオペレーションのような活動は、協力賛同する団体の確保が必要になるが、理解を得るのが大変な向きもあろう。協力者を得るのにどんな工夫をしているのか。

▲ 説明者

こちらからNPO活動等をしている所に出かけて、趣旨を話し協力を持ちかけるほかはない。私もいろいろな所を回っているが、秘密保持の必要性もあるので、どこでも良いわけではない。全国的に見て、千葉は、実施人数も多い。手元に数字はないが、不処分、不開始事案での働きかけの割合も高いと認識している。

● 委員

非行を犯した少年だけを集めると、マスコミで活動を紹介していただくわけにもいかない。ごくごく普通の奉仕活動でテレビでも取り上げ可能なものに親子で参加することも将来検討していただけると良いと思う。

● 委員

私はフラワーオペレーションに参加したことがある。親が都合で来られないことがあり、おじいさん役になっていろいろ話をした。出てくるといい子ばかりで、参加するのも気持ちいい。

▲ 説明者

家裁の教育的働きかけは、審判不開始の場合も、不処分の場合もどちらもやっている。不開始の場合、調査官の面接の時に話を持ち出して水

を向けて参加させ、感想を聞くし、不処分の場合は調査官が指示したことが裁判官にも分かるので、審判の際に少年や保護者に感想を聞くが、気持ちよかったとか、またやりたいという感想をよく聞く。

● 委員

学校との連携はどうか。私立学校は受け皿があるのか。私立高校の非行少年については、理解を得たり連絡するのが大変だと思う。先生方や学校経営者は学校のイメージを守ることを優先するはずだが、協力いただけているのか。

▲ 説明者

身柄事件で学校が事件を承知していることが、記録から明らかであれば、こちらから連絡して連携できるが、その数は少ない。在宅事件で私立の場合は、学校に対する照会は難しい。処分を受ける可能性があるので私立についてはこちらから連絡していないのが実情である。

● 委員

経営を考えると難しいのだろうが、そういう所こそ教育者が乗り出すべき本分だと思う。

▲ 説明者

学校は少年を非行に陥らせないための社会資源と評価できるものである。家裁が学校に連絡することで、学校が少年を退学させることになれば、少年の更生の道を閉ざすことになりかねない。家裁が少年の更生の道を閉ざすことはいかかなものか、いつも悩むところである。親の中には自ら学校に申し出るという方もいるので、それを前提に進めることもあるが、高校は義務教育ではないので、とかげのしっぽ切りのように、少年を退学させてしまうことになりかねない。

● 委員

親子奉仕活動に出てきてくれる方は更生への道へ進めると思うが、出

てこない人に対しては、どのように指導しているのか。

▲ 説明者

御指摘の点は保護者の姿勢によるところが大である。参加意欲が乏しいときは、調査官が面接時にねばり強く話を聞きながら指導するしかない。長い時間をかけて回数を重ねるが、それでも保護者の態度が変わらないという事態に直面することもよくある。審判の際に裁判官から保護者に説諭してもらうこともしている。

▲ 説明者

裁判官の立場からすると、無関心な保護者だと最終的な処分が違ってくる。保護観察を付ける方向になりやすい傾向はある。

■ 委員長

今の少年非行の捉え方、世間で言われる凶悪・低年齢化と実態は異なると御説明したが、この見方が間違っていると議論の前提を誤ることになる。この点の裁判所の認識についてはいかがか。

● 委員

マスコミに対する批判とも受け取れるが、おそらくテレビメディアを念頭におかれているのではないか。我々報道機関も、テレビ、新聞等で事件の傾向についてニュースを出す時は、基本的には公的統計に基づいて原稿を書く。御説明のように少年事件について統計的にはそういう状況にないとなると、何らかの誤解があるのかもしれないが、故意に変えることはあり得ない。そこで、受け手にどう受け取られているのかという視点から見ると、事件の伝え方が一昔前と比べて変わってきていて、少年事件に限らず、事件の伝え方自体がセンセーショナルになっていることが挙げられる。事実を一つ一つ積み重ね、裏付けを取って正確に伝えることが報道の基本であるが、特にテレビで特徴的なこととして、音、映像、スーパー文字について派手で過激なものが多く、ほとんどすべて

の局から同じようなものが繰り返し伝えられる傾向が強まっている。加えて情緒的な言葉の使い方、一例として、「また」が具体的な反復の事実がないのに使われること、コメンテーターが、場の流れでイメージ先行のコメントを裏付けなしに話すことが挙げられる。結果として、テレビの視聴者には少年が凶悪化し、たくさんの事件を起こしているかのようにつながることが多いのではないかと。発生した事件を伝えるのに、特に少年について、どうしたら再発を防止できるかと考えるときには、一つ一つの事件をしっかりと継続的に取材して、背景事情にも当たり、どうすれば事件を防ぐことができたのかきちんと報道していくことが基本姿勢であると再確認した。

#### ■ 委員長

むろん、マスコミ批判を意図したものではない。統計数値は御説明したとおりであるが、事件の内容を見ると、悪くなっている印象がある。なぜそう思うのか振り返ってみると、普通では理解しがたい事件が起きている。件数は減っていても、そういう印象から、なんとなく凶悪化イメージを持つのだと思う。皆さんの見方はどうか。

#### ● 委員

千葉県の前年21年中の非行少年の検挙人員数は5111人で、前年に比べ185人減少している。

全刑法犯に占める少年の比率は29.4パーセントで、前年に比べ1.2ポイント増加している。ちなみに全国では27.1パーセントで0.3ポイント増加している。

重要犯罪の検挙人員中、少年は70人で前年の53人から17人増加しており、凶悪犯事件は増加している。

捕まえてみると少年だったり、非行少年グループ犯の犯罪、成人が少年を手足として使った犯罪などもあり、少年の再犯率も高いことから、

必ずしも少年犯罪が減少していると感じていない。

凶悪事件を犯す少年の中には、リセット、ゲーム感覚という、まさに言葉とおりの者もあり、少年にしっかり向き合っただけで教えるべきと思う。

■ 委員長

窃盗も遊び感覚である。

● 委員

そのとおりだと思う。

● 委員

二点指摘したい。

千葉県もそうだが、学校では教員が若い世代に入れ替わっており、経験が浅いことから、学校における暴力行為等が教育委員会等に対する発生報告に結びつく件数が変わってきている。

認知件数については、少年非行ばかりではなく犯罪についても似たようなことが言えると思うが、社会の不寛容で数字が大きくなっていないか。万引きが増えているのは捕まえる目が緻密になっているためではないか。つまり、書店などのチェーン化で監視の目が増えているなど、増加の背景原因として大人の目の変化がないだろうか。

また、簡易送致を分母に含むか含まないかという違いが件数の増え方に影響していないのか。

▲ 説明者

認知件数について言えば、検挙側、店側の姿勢に依るところが大きいと思う。学校も店も、裁判所からみると、こらえにこらえて被害届を出してくる。いったいどのくらいになったら被害届を出すのかと感ずることがある。

● 委員

社会に寛容さがなくなったとの指摘は的を射ていると思う。ただ、昔



は万引きのせいでつぶれる商店は無かった。商店側は相当程度我慢していて、親が弁償すれば一切通報しないので、微罪処分にも至らないものが相当ある。商店は消費者の手に取りやすく商品を並べている。何度も何度もごそっと盗られるということを経験して、耐えに耐えてやっと動き出すことが多い。

学校も、なんとか穏便に済まそうとする親御さんに遠慮をして、大問題になりかねない警察沙汰を避ける傾向にある。

一方、非行のグループ化が顕著である。保護観察を付けても地域に戻ればまた悪いグループに染まる。ただ、最近の特徴ではないのかもしれない。もともとあったのに気づくのが遅かったという可能性もある。

#### ● 委員

統計上は凶悪化していない一方、少年について処分が生ぬるいという世論の傾向はあると思う。ただ、それはごく一部の特別なところであり、処分が甘いから凶悪化するとは思えない。被害者の視点が強調されており、全体的な流れが厳罰化の傾向にある中、家裁の処分が重くなる傾向はないのか。

#### ▲ 説明者

基本的にはそういう傾向はないと思う。平成12年に少年法が改正されて、原則として検察官送致すべきであるという趣旨の規定ができたが、裁判所としては、基本的に少年の健全育成のために、法律を個々の事件に応じて適用していく。少年法1条にあるとおり、社会の中で少年が非行を犯さないように教育するのが少年法の目的なので、教育・指導する内容は、個々の少年に応じて変わってくる。例えば、同じような非行を犯した少年でも、その教育に時間がかかるようなら相当長期という意見を付けたりすることもある。刑事裁判とするか、教育的観点から少年院送致とするかは裁判官がいつも悩むところである。個々の事案に応じて

適切にやっているつもりであり、重くしなければならないとしているつもりはない。

■ 委員長

少年の保護観察は増加気味であり、厳罰化ということも言えるかも知れない。ただ、少年院の処遇内容が平成3年に大きく変わり短期処遇が導入され、平成6年に短期保護観察が導入されるなど、一概には言い難い面がある。総合的に動いており、裁判官は決して重罰化という意識で判断をしてはいないと思う。

■ 委員長

教育的働きかけの工夫については、まだまだ全体に比べて低いので、活動を広げ、充実させる方向で考えているがどうか。注意すべき点はないか。

● 委員

いろいろな見方があると思うが、家裁の教育的措置の在り方はすばらしいと思うし、こういう活動は広げて良いと思う。

家族・親子関係が子供への最初の教育であり、大本だと思う。本当に考えられないような事件が起きると全体的にみな悪いと誤解してしまうが、本来悪い子はいないと思う。家庭環境や孤独から、悪い集団に入るのである。私は店をやっているが、万引きも巧みに分からないように集団でするので、私服警備員を使って見えないチェックをしている。学校や店が表に持ち出すのは、我慢しきれなくなったことである。最初の非行の時に、その子が心を改めるような措置をしたい。自分自身の子育てにも反省がいろいろあるけれども、悪いことをしてはいけないと思う子供に一人一人が育てなければならない。

報道機関にも、事件をまねされないよう、よく反省をもたらす報道を期待したい。

■ 委員長

少年の初発の非行を繰り返させない感銘力のある指導が必要である。教育的措置は親子で対面する機会である。環境としての友人グループも変わらないとなると、働きかけても変わらない親に対しては、工夫しなければと思う。

● 委員

個人的な見解だが、親も自分の子供を教育しようとせず、何でも人のせいにして責任感がない、事実を直視する勇気を持とうとしないと感じるところがある。被害者をきちんと直視するきっかけを与えてあげなければならない。その勇気を持たせる教育が必要である。

● 委員

働き掛けについては分かった。暴力行為の一方、ネットがらみの性非行についても親に全部任せることは難しい。心触れ合う働きかけの他に、同じように、大学のコンピュータの専門家たちを呼んでもらって、ネット上の被害について担当してもらうことができないか。大人がついていけないネット社会、そういう側面も重要だと思う。働き掛けに協力できる組織ができてくると変わるのかなと思う。

■ 委員長

保護者に情報をとということか。

● 委員

新しい非行には専門家集団が関われることを考えてはどうか。

■ 委員長

今回は、限られた時間ではあったが、多角的な視点から御意見をいただいたので、今後の少年事件処理の参考とさせていただきたい。

(5) 次回テーマの選定

委員長が家事事件について取り上げることを提案し、全員異議なく決定

した。

以 上